(第1面)

# 特別管理産業廃棄物処理計画書

2021年6月11日

滋賀県知事(市長)

殿

提出者

住所 〒520-3043滋賀県栗東市林541 氏名 (株)タカラインコーポレーション

プラスチック事業部 取締役 事業部長 藤野 繁

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	(株)タカラインコーポレーション 滋賀工場		
事業場の所在地	〒520-3043滋賀県栗東市林541		
計 画 期 間	2021年4月1日~2022年3月31日までの1年間		
当該事業場において現に行	っている事業に関する事項		
①事業の種類	プラスチック製品製造業		
②事業の規模			
③従 業 員 数	5 8 名		
④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程	別紙①『廃棄物処理の流れ』の通り		

(日本工業規格 A列4番)

特別	特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
	(管理体制図)			
	別紙②『廃棄物管理組織』の通り			
特別	J管理産業廃棄物の排出。 「	の抑制に関する事項 		
	【前年度(令和 2 年度)実績】			
		特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
		排出量	7 2 t	t
	①現状	(これまでに実施した取組)		
・廃棄物の処理について、次に挙げる事項 ①余儀なく廃棄するような塗料の長期右 ②エマルジョン燃料に再生が可能な廃液 ③生産に於ける塗料ロス(⇒廃液)の促				削減する活動
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
		排出量	7 5 t	t
	②計画	(今後実施する予定の取組) ※前年度(令和2年度)は、コロナ禍の影響で仕事が減少したことから廃液も減ったと思われる。安定的に75t以下にする為、以下をことを実施する。・廃棄物の処理について、次に挙げる事項を実施する。 ①余儀なく廃棄するような塗料の長期在庫を削減する活動の継続 ②エマルジョン燃料に再生が可能な廃液の分別の継続 ③生産に於ける塗料ロス(⇒廃液)の低減の継続		
特別	管理産業廃棄物の分別	に関する事項		
		(分別している特別管理産	 全業廃棄物の種類及び分別	別に関する取組)
	①現状	・廃液の性状によって、エマルジョン燃料に再生ができる物と出来ない物に分別		
		(今後分別する予定の特別		 及び分別に関する取組)
	②計画	・現状の分別を継続		

自ら	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
		【前年度(平成 年月	度)実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類			
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	①現状	(これまでに実施した取締	且)	<u> </u>	
		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類			
		自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	②計画	(今後実施する予定の取締	且)		
自ら	L っ行う特別管理産業廃棄	    医物の中間処理に関する事	項		
		【前年度(平成年月	度) 実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類			
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
		(これまでに実施した取締	E)		
		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類			
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
		(今後実施する予定の取組	且)		
				\	

自ら	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
	①現状	【前年度(平成 年度)	実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類			
		自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
		(これまでに実施した取組)			
		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類			
	②計画	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
		(今後実施する予定の取組)			
特別	 管理産業廃棄物の処理	<u> </u> の委託に関する事項			
		T	実績】		
	①現 <b>状</b>	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油		
		全処理委託量	7 2 t	t	
		優良認定処理業者への 処理委託量	7 2 t	t	
		再生利用業者への 処理委託量	t	t	
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
		<b>尼姓安</b> 北重			
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への	t	t	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	

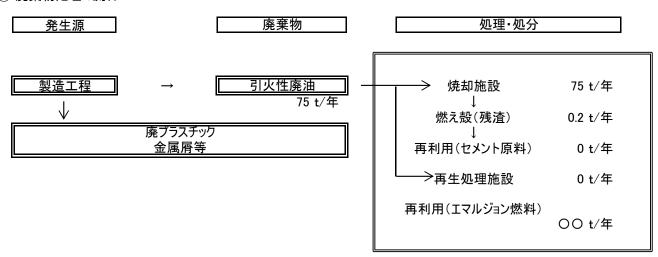
## (第5面)

		【目標】				
	②計画	特別管理産業廃棄物の種類		引火性廃油		
		全処理委託量		7 5 t	t	
			優良認定処理業者への 処理委託量	7 5 t	t	
			再生利用業者への 処理委託量	t	t	
			認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
			認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
		(今 <sup>2</sup>	後実施する予定の取組)			
			【前年度】(令和 2 年度)実績			
電子情報処理組織の使用に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ボリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		7 2 t			
	(今後実施する予定の取組等)					
		<ul><li>・現在、定常的に収集ならびに処分を委託する業者は、全て電子マニュフェストを利用している。</li><li>・スポット的に委託する場合も、電子マニュフェストの利用できる業者に原則依頼する。</li></ul>				
※事務処理欄						

#### 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、 全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への 再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項 の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を 行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

## ① 廃棄物処理の流れ



## ② 廃棄物管理組織

